

# 委員会審査報告書

本委員会に付託の議案を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第107条の規定により報告します。

令和5年9月29日

三木市議会議長 松原久美子様

総務文教常任委員長 堀元子

## 記

### 1 議案及び審査結果

議案番号	付託事件名	審査結果
第33号議案	三木市の公の施設における使用料を改定する関係条例の整備に関する条例の制定について、関係部分	原案可決
第34号議案	督促手数料を改定する関係条例の整備に関する条例の制定について、関係部分	原案可決
第36号議案	三木市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第37号議案	三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第38号議案	三木市立体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第42号議案	令和5年度三木市一般会計補正予算(第4号)中、関係部分	原案可決
第46号議案	令和5年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第54号議案	工事請負契約の締結について	原案可決

## 2 審査経過

去る9月19日及び21日に本委員会を開催し、議案を審査した結果、第33号議案及び第37号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもっていずれも原案のとおり可決された。

なお、審査の過程において委員から、使用料・手数料の見直しについて、市民説明会において市の説明に対して質疑がなされ、参加者からはさまざまな意見があったところですが、今後、条例が施行されるまでの期間において、参加されなかった利用者にも見直しの内容が十分に周知されるよう丁寧に対応されたいのであります。

また、学校給食費徴収条例の一部改正について、食材費の急激な価格高騰が続き、適正な給食を提供することが困難となったため学校給食費を改定するものであるが、関係者への丁寧な説明と十分な周知に努められるとともに、今後も社会経済状況の変化に応じて適正な保護者負担となるよう適時適切な見直しをされたいのであります。